

平成30年度 第3回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第3回委員会では平成30年度再評価及び事後評価対象事業に係る意見書の取りまとめを行った。

1 日 時 平成30年12月13日（木） 13時30分～15時30分

2 場 所 職員会館かもがわ2階「大会議室」

3 出席者

（1）委 員

戸田委員長，宮澤副委員長，中川委員，廣岡委員，舞谷委員，廻委員，山口委員，結城委員

（2）市職員

建設局長，土木技術・防災減災担当局長，建設企画部長，建設企画部担当部長，土木管理部担当部長，道路建設部担当部長，都市整備部長，都市計画局住宅室担当部長，上下水道局下水道担当部長，他関係職員

4 内容

これまでの委員会における審議を踏まえ「平成30年度公共事業の評価に関する意見書」の取りまとめを行った。この意見書を京都市長に提出することで，委員会から京都市への意見具申とする。

平成30年度 公共事業の評価に関する意見書について

<進行方法について>

（質疑応答無し）

意見書（素案）

<前書き>

（質疑応答無し）

<1 本委員会における審議経過>

（質疑応答無し）

<2 全体についての意見>

（質疑応答無し）

＜ 3 個別事業に対する意見＞

＜再評価＞

（１）街路事業「大津宇治線」

（質疑応答無し）

（２）街路事業「桃山石田線」

（質疑応答無し）

（３）道路事業「宮前橋改築」

（質疑応答無し）

（６）土地区画整理事業「伏見西部第三地区」

委員：土地区画整理事業の（６）「伏見西部第三地区」と（７）「伏見西部第四地区」にだけ具体的に数値が入っているが、それ以外の事業は総括的な説明になっている。具体的数値が入っている理由はなぜか。

京都市：事業の進捗が図れていることを強調する意図で、具体的に示している。ただ他の事業とのバランスもあるため、表現方法については事務局で検討する。

委員：土地区画整理事業ということで明記されているのであれば、この表現でよいのではないか。

（７）土地区画整理事業「伏見西部第四地区」

委員：３つ目の文で「早期移転」という表現が繰り返されているが、「今後も地元から要望の強い、小学校をはじめとする文教施設の早期移転」の方が良いのではないか。

京都市：意見を反映して修正する。

＜補足説明：「2. 崇仁北部第 3，4 地区の改良住宅の入居率および、人口減、高齢化等の対策として、まちの活性化・入居者の増加につながる事業」＞

委員：前回、人口減少にどう対応するのかなどいろいろな話があったが、しっかり説明があり理解できた。この資料は、意見書に入らなくても委員会の資料としては重要であるため、何かの形で残してほしい。

京都市：基本の考え方を示す資料として重要であるため、しっかりと残る形で、資料のなかに入れる。

委員：補足説明の資料内容は平成 22 年 7 月の報告書が出てから、今に至るまでの間に起きた議論ということか。

京都市：ビジョンの中の方向性を実現する過程で暫定活用や芸大移転という話があったということ。

(8)住宅地区改良事業「崇仁北部第三地区」・(9)住宅地区改良事業「崇仁北部第四地区」

委員：第四地区について、「多くの不良住宅が残るものの」という記述があるが、不良住宅とはどういうものか。改良住宅の入居にあたり、不良住宅がどういう形で残っているのか。

京都市：住宅地区改良事業の目的が、住環境の改善である。不良住宅等とは家が狭く、お風呂がないといった住宅であり、そういった住宅の改善というかたちで、住宅地区改良事業を昭和の時代から進めている。

委員：事業を開始したのはいつか。

京都市：改良事業としては昭和35年から進めている。

委員：住宅地区改良事業の(8)「崇仁北部第三地区」と(9)「崇仁北部第四地区」は事業を一緒にまとめているが、先ほどの街路事業の(1)「大津宇治線」と(2)「桃山石田線」もほとんど文言が一緒であるため、まとめても良いのではないか。

委員：下水道事業 合流式下水道改善事業(11)「鳥羽処理区」と(12)「伏見処理区」もまとめられている。街路事業の(1)「大津宇治線」と(2)「桃山石田線」は場所が少し違うだけで、ほとんど同じ文言である。様式をあわせるという意見であるがどうか。

京都市：崇仁地区については、第1回、2回の議論のなかで一体的に議論・審議したが、街路事業の(1)「大津宇治線」と(2)「桃山石田線」については、非常に近接しているため同じような意見書の案にしているが、路線としては起点と終点が異なり性格が違う路線であるため、街路事業の(1)と(2)を一緒にすることと、住宅地区改良事業(8)と(9)を一緒にすることとは違うと考えている。

委員：分けるに値するような、違いがあればよい。

京都市：このままでは両路線の差がわからないため、両者の路線の意味合いや差をしっかりとするような表現の工夫をして別々にする。

委員：事業区間の後の表現は一緒にならざるを得ないかもしれないが、最初の本事業の位置づけのところに違いを書くように修正をして欲しい。

(4)河川事業「白川」

委員：今出川分水路が完成したところまではうまくいっているが、更なる追加の事業ができないためにやむを得ず休止というように、6行目の「また～」のところの2行を取ってしまってはどうか。

委員：文の順番がちぐはぐな印象がある。直すとしたら、「発現効果が得られる」を2つ目の文章にして、「しかし、こういう事情があるので…事業休止」という流れの方が、意味が取りやすいのではないか。

委員：まず、事業の説明をして、次に今出川分水路が完成して、事業の効果がきちんと発現されていると。しかしながら、鴨川が改修中であり、これ以上は進められない。こうした形でまとめる方がよりわかりやすい気がする。

京都市：2段落目と3段落目の文を入れ替えて、修正する。

(5)河川事業「西羽束師川支川」

(質疑応答無し)

(10)下水道事業「下水高度処理施設整備事業」

(質疑応答無し)

(11)下水道事業 合流式下水道改善事業「鳥羽処理区」

(12)下水道事業 合流式下水道改善事業「伏見処理区」

委員：年号が変わるため、平成35年度はないがよいのか。

京都市：西暦で書いてカッコ書きで平成と書くのか、事務局で検討する。

(13)下水道事業 浸水対策事業「新川排水区」

委員：下水道事業 浸水対策事業の(13)「新川排水区」と(14)「西羽束師川第2排水区」について、「近年増加している～」以降は、(13)と(14)は同じである。しかしながら、雨水幹線や雨水貯水池の整備と排水路の改修・新設は違う。

委員：(13)と(14)が全く同じ文言というのは良くない。新川排水区の特徴等を記載したほうが良い。

京都市：(13)(14)は文言が一緒になっているが、事業内容は異なっている。特徴を記載すれば差別化できるため、目的や事業の内容がわかるように修正する。

(14)下水道事業 浸水対策事業「西羽束師川第2排水区」

委員：(13)とも文章・用語などが関連してくるため、少し表現を工夫して区別化して欲しい。

<事後評価>

(1)街路事業「西小路通」

(質疑応答無し)

(2)道路事業「小川通（小川工区）」

委員：2行目の「土地の有効活用を図るものである」に対応するのは、5行目の「適切な管理が行える」でよいのか。

京都市：そのとおりである。土地の有効活用を図るというのは、今まで管理が十分に行き届いていなかった廃川敷地の一部を道路敷地として整備することによって、有効活用が図れるという趣旨である。

委員：「2 全体についての意見」のとりまとめのところで、「事業を進めるうえで実施した、市民協働の取組や環境・景観での工夫などについては…情報を発信していきましょう」といったことがまとめられている。環境や景観は整備を進めていくなかで

されているということが、後に続く報告からわかるが、市民協働については、何を指しているのか後の文章からはわからない。小川通では市民協働で事業が推進されたことがあったという報告やそのときの議論があったように思う。全体の意見のなかに市民協働を書くのであれば市民協働による推進もあったことについて触れても良いのではないかな。

京都市：そのとおりである。整備ができたことはもちろん、「人と人のつながりの成功事例としてあった」という意見があった。小川通での意見ということであるため、「市民協働」という観点の文言を、入れるように工夫したい。

京都市：「(2) 道路事業 小川通」の2段落目2行目に「違法駐車が問題となっていた廃川敷地を公有地として」と書いているが、公有地は広い意味で廃川敷地も含まれるため、「廃川敷地を道路敷地として」といった表現に改める。

以上

